

JFマリンバンクの苦情処理措置及び 紛争解決措置について

苦情処理措置の概要

宮城県漁業協同組合

令和2年7月1日現在

当組合では、お客様により一層ご満足いただけるサービスを提供できるよう、JFマリンバンクに関するご相談および苦情等を受け付けておりますので、お気軽にお申し出ください。

1. 相談・苦情等の申し出があった場合、これを誠実に受け付け、迅速かつ適切に対応するとともに、その対応について、必要に応じて当組合内で協議し、相談・苦情等の迅速な解決に努めます。
2. 相談・苦情等への対応にあたっては、お客様のお気持ちへの配慮を忘れずに、できるだけお客様にご理解・ご納得いただけるよう努めます。
3. 受け付けたご相談・苦情等については、定期的に当組合経営陣に報告するとともに、当組合内において情報の共有化を推進し、苦情処理態勢の改善や苦情等の再発防止 対策・未然防止策に活用します。

まずは、当組合の窓口へお申し出ください。

宮城県漁協本所資金課： 0225-21-5713
気仙沼金融センター信用共済課： 0226-26-4720
石巻金融センター信用共済課： 0226-24-1145
塩釜金融センター信用共済課： 022-361-9210

他当組合の各支所・出張所窓口でも受け付けます。

上記のほか下記の窓口でも受け付けます。

JFマリンバンク相談・苦情等受付窓口 0225-21-5711

受付時間：午前9時～午後5時

(土日・祝日および金融機関の休日を除く)

4. JFマリンバンク宮城県相談所でも、JFマリンバンクに関するご相談・苦情等をお受けしております。

JFマリンバンク宮城県相談所

電話番号 0225-21-5711

受付時間：午前9時～午後5時

(土日・祝日および金融機関の休日を除く)

紛争解決措置の概要

平成22年10月1日現在

苦情などのお申し出については、当組合が対応いたしますが、納得のいくような解決ができず、お客様が外部の紛争解決機関を利用して解決を図ることを希望される場合は、JFマリンバンク相談所を通じ、紛争解決措置として弁護士会を利用できます。

弁護士会 仲裁センター

弁護士会では「仲裁センター」等を設置しており、あっせんまたは仲裁により紛争解決業務を行います。

JFマリンバンク相談所は、3弁護士会と提携しており、お客様はJFマリンバンク相談所を通じて弁護士会をご利用いただけます。当組合では、紛争解決措置として弁護士会をご紹介しますが、他の弁護士会のご利用も可能です。なお、手続きの詳細は、JFマリンバンク相談所（0225-21-5711）にお尋ねください。

- ※ 当組合は外部機関の紛争解決手続係属中も、お客様に、必要に応じて資料のご提供やご説明を行います。
- ※ 外部機関による紛争解決については、訴訟になる場合があります。